

# 大分県報

令和六年  
第四八七号  
二月二十七日

（火曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一

### 病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………二

### 告示

青少年に有害な興行の指定……………三

令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜……………四

県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………四

指定予定保安林（三件）……………四

道路区域の変更（二件）……………五

道路の供用開始……………六

公有水面埋立工事のしゅん功認可……………六

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………八

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………八

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………九

### 警察本部訓令

警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正……………九

## ○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月二十七日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

### 大分県企業局管理規程第二号

#### 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第二項中「第十七条の五」を「第十七条の六」に改める。

第十七条の八を第十七条の九とし、第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六を第十七条の七とする。

第十七条の五第一号中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条第二号中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「第十七条の四」を「第十七条の五」に改め、同条第三号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条第四号中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条第五号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条第六号中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の四を第十七条の五とし、第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（月の中途の異動等をした職員に関する特例）

**第十七条の二** 月の中途において企業局長の定める事由により、新たに条例第四条の五の職員たる要件が具備されるに至つた職員（以下この条において「新採職員」という。）又は通勤の実情の変更を生ずる職員については、前条第三項の規定にかかわらず、その事由（以下この条において「月の中途の異動等」という。）の生じた日（以下この条において「月の中途の異動日」という。）の属する月（以下この条において「異動月」という。）から通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給の開始又は支給額の改定については、前条第一項の規定による届出が、月の中途の異動日から十五日を経過した後に行はれたときは、企業局長が別に定める月から行うものとする。

2 前項の場合においては、同項の規定により支給を開始し、又は改定する通勤手当の異動月に係る支給単位期間は、前二条の規定にかかわらず、一箇月とし、この場合における異動月の通勤手当の額は、企業局長が定める期間を支給単位期間と仮定して算定した同項の規定による開始又は改定後の通勤手当の相当額を企業局長が定める期間で除して得た額から、その額のうち異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（月の中途の異動日に条例第四条の五の職員たる要件を欠くに至つた職員につ

いては、零)を減じ、月の中途の異動等の前の勤務公署に係る異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額(新採職員については、零)を加えて得た額とする。

3 前二項の規定を適用する場合には、既に支給された第一項の規定による改定前の通勤手当のうち、異動月に係る通勤手当の相当額(異動月が同項の規定による改定前の通勤手当の支給単位期間が開始する月の場合においては、零)は、前項に規定する異動月の通勤手当の内払とみなす。この場合において、当該異動月に係る通勤手当の相当額が、同項に規定する異動月の通勤手当の額よりも大きいときは、月の中途の異動等を前条第七項で定める事由とし、企業局長が別に定めるところにより、その差額を返納するものとする。

4 第一項に規定する職員に準ずる事由により月の中途において通勤の実情の変更を生ずる職員については、同項に規定する職員との権衡上必要と認められる限度において、前三項の規定の例により、通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項又は前項に規定する職員の通勤手当の支給及び返納については、別に企業局長が定める。

6 第一項又は第四項の規定による通勤手当の額の決定若しくは改定又は返納が、他の職員に比して著しく権衡を失するものと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、企業局長の定めるところにより通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規程の施行の日までの間に月の中途において企業局長の指定する事由により、新たに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)第四条の五の職員たる要件が具備されるに至った職員又は通勤の実情の変更を生じた職員のうち、当該事由をこの規程による改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第十七条の二第一項に規定する事由として改正後の規程の規定を適用したならば、同条第二項に規定する額が、この規程による改正前の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の規定に基づき既に支払われた通勤手当のうち、その月に係る通勤手当の相当額よりも大きくなるものについては、その差額に相当する額をその月の通勤手当として、当該既に支払われたその月の通勤手当に追加して支払うものとする。これに準ずる事由があると企業局長が認める職員に

についても、同様とする。

3 前項に規定する事由の生じた日が、大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年大分県企業局管理規程第十一号)の施行の前日である場合において、同項の規定により改正後の規程第十七条の二第二項に規定する額の算定を行うときは、改正後の規程第十六条の規定の適用については、同条第一項第二号中「別表第六」とあるのは、「大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年大分県企業局管理規程第十一号)による改正前の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程別表第六」とする。

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月二十七日

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「次条第四項」を「第十条」に改める。

第十条第四項第一号中「平成十四年大分県条例第一号」の下に「。以下「公益的法人等派遣条例」という。」を加える。

第十七条第四項第二号中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第二十五条第二項中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年大分県条例第一号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第二十七条第二号中「第一号」を「前号」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(月の中途の異動等をした職員に関する特例)

第三十一条の二 月の中途において病院局長の定める事由により、新たに条例第十条の職員たる要件が具備されるに至った職員(以下この条において「新採職員」という。 )又は通勤の実情の変更を生ずる職員については、前条の規定にかかわらず、その事由(以下この

条において「月の中途の異動等」という。）の生じた日（以下この条において「月の中途の異動日」という。）の属する月（以下この条において「異動月」という。）から通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を改定する。ただし、通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給の開始又は支給額の改定については、前条第一項の規定による届出が、月の中途の異動日から十五日を経過した後に行われたときは、病院局長が別に定める月から行うものとする。

2 前項の場合においては、同項の規定により支給を開始し、又は改定する通勤手当の異動月に係る支給単位期間は、前二条の規定にかかわらず、一箇月とし、この場合における異動月の通勤手当の額は、病院局長が定める期間を支給単位期間と仮定して算定した同項の規定による開始又は改定後の通勤手当の相当額を病院局長が定める期間で除して得た額から、その額のうち異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（月の中途の異動日に条例第十条の職員たる要件を欠くに至った職員については、零）を減じ、月の中途の異動等の前の勤務公署に係る異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（新採職員については、零）を加えて得た額とする。

3 前二項の規定を適用する場合には、既に支給された第一項の規定による改定前の通勤手当のうち、異動月に係る通勤手当の相当額（異動月が同項の規定による改定前の通勤手当の支給単位期間が開始する月の場合においては、零）は、前項に規定する異動月の通勤手当の内払とみなす。この場合において、当該異動月に係る通勤手当の相当額が、同項に規定する異動月の通勤手当の額よりも大きいときは、月の中途の異動等を前条第七項で定める事由とし、病院局長が別に定めるところにより、その差額を返納するものとする。

4 第一項に規定する職員に準ずる事由により月の中途において通勤の実情の変更を生ずる職員については、同項に規定する職員との権衡上必要と認められる限度において、前三項の規定の例により、通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項又は前項に規定する職員の通勤手当の支給及び返納については、別に病院局長が定める。

6 第一項又は第四項の規定による通勤手当の額の決定若しくは改定又は返納が、他の職員に比して著しく権衡を失するものと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、病院局長の定めるところにより通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

第三十二条第四号中「第二十三条に規定する」を「病院局長の定めるこれに準ずる」に改める。

第五十五条第一号中「（昭和四十二年法律第二百一十一号）」を削る。  
附則第十二項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。  
附則第二十項中「大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）」を「条例」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この規程は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年四月一日からこの規程の施行の日までの間に月の中途において病院局長の指定する事由により、新たに大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）第十条の職員たる要件が具備されるに至った職員又は通勤の実情の変更を生じた職員のうち、当該事由をこの規程による改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三十一条の第二項に規定する事由として改正後の規程の規定を適用したならば、同条第二項に規定する額が、この規程による改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程の規定に基づき既に支払われた通勤手当のうち、その月に係る通勤手当の相当額よりも大きくなるものについては、その差額に相当する額をその月の通勤手当として、当該既に支払われたその月の通勤手当に追加して支払うものとする。これに準ずる事由があると病院局長が認める職員についても、同様とする。

3 前項に規定する事由の生じた日が、大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和五年大分県病院局管理規程第九号）の施行の前日である場合において、同項の規定により改正後の規程第三十一条の第二項に規定する額の算定を行うときは、改正後の規程第三十条の規定の適用については、同条第一項第二号中「別表第十三」とあるのは、「大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和五年大分県病院局管理規程第九号）」による改正前の大分県病院局職員の給与に関する規程別表第十三」とする。

## ○ 告 示

### 大分県告示第九十六号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、こ

令和六年二月二十七日

れを有害興行に指定した。

令和六年二月二十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

佐藤 樹一郎

大分県報(告示)

四

指定年月日	種類	題名	制作社名又は配給社名	指定理由
令六・一三	映画	菊池エリ 巨乳	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	挑発デリバリー 誰にも言えない裏メニュー	オーピー映画	
〃	〃	OL家庭教師 いじり突く	オーピー映画	
〃	〃	若熟女と家出娘 たつぷりハメて	オーピー映画	
〃	〃	ハイミスOL 艶やかな媚態	新東宝映画	
〃	〃	セックスサスペンス リズの熱い肌	大蔵映画	
<p>大分県告示第九十七号            家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第一号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。            令和六年二月二十七日</p>				
種畜証明書番号	名前	品種	検査成績	
32344990013	L L 9719	その他	級外	
32344990014	L L 9762	その他	級外	
32344990015	T L 7710	その他	級外	
32344990016	T L 7714	その他	級外	
32344990017	T L 7741	その他	級外	
<p>大分県告示第九十八号            土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、木ノ下正弘ほか二人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。            なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内            に知事に対し審査請求をすることができる。            令和六年二月二十七日</p>				
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所	
県営防災重点農業用ため池等整備事業	下池地区	令六・二・二七から 令六・三・一八まで	中津市役所	
<p>大分県告示第九十九号            森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。            令和六年二月二十七日</p>				
<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>				
<p>一 保安林予定森林の所在場所            中津市耶馬溪町大字深耶馬字下払ヨリ押ノ尾窪迄二二番一</p>				
<p>二 指定の目的            水源の涵養</p>				
<p>三 指定実施要件            1 立木の伐採の方法            (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。            (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町</p>				

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 大分県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字山部字受場ノ平二七七二番一、二七七二番二、二七七三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 大分県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

大分市大字木田字保里木三七一〇番・三七三四番・三七三八番一・二ノ三七四一番（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三七〇〇番から三七〇三番まで、三七〇四番一、三七〇四番二、三七〇五番、三七〇六番、三七一六番一、三七一六番二、三七一七番、三七二一番、三七二二番一から三七二二番三まで、三七二三番、三七二五番、三七二八番一から三七二八番三まで、三七二九番一、三七二九番二、三七三〇番、三七三〇番二から三七三〇番四まで、三七三一番一、三七三一番二、三七三二番、三七三三番、三七三五番から三七三七番まで、三七三八番二、三七三九番から三七四二番まで、三七四三番一から三七四三番三まで、三七四五番一、三七四五番四から三七四五番六まで、三七四六番から三七五一番まで、三七五三番から三七五五番まで、三七九九番一、三七九九番二、二ノ三七一四番、二ノ三七一六番、二ノ三七三七番、二ノ三七四七番、二ノ三七四八番、二ノ三七五〇番、二ノ三七五一番、三ノ三七二九番二、四ノ三七二九番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字保里木三七三九番・三七四一番・三七九九番一・二ノ三七四一番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 大分県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。  
令和六年二月二十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道白杵津久見線	白杵市大字白杵字浜七〇二番一 九から 白杵市大字白杵字浜七〇二番八 七まで	前 後	メートル 三七・〇 一五・七 三七・〇 一五・七	メートル 七三・〇 七三・〇

大分県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道神原玉来線	竹田市大字入田字大伸寺七五九 番六から 竹田市大字入田字大伸寺七八五 番四まで 竹田市大字入田字大伸寺七五九 番六から 竹田市大字入田字大伸寺七八五 番一まで	前 後	メートル 九・五 七・三 九・五 七・三	メートル 一四〇・〇 一四〇・〇

大分県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道白杵津久見線	白杵市大字白杵字浜七〇二番一九から 白杵市大字白杵字浜七〇二番八七まで	令六・二・二七

大分県告示第百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和六年二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 しゅん功認可の年月日  
令和六年二月八日
- 二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
大分市大手町三丁目一番一号  
大分県 代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 三 埋立ての区域
- 1 位置  
第一区域  
白杵市大字風成字天神森脇八九七番七から字久保二の九五〇番に至る各地先の公有水面
- 第二区域  
白杵市大字風成字久保九六一番二の地先の公有水面
- 2 区域  
第一区域  
次の各地点のうち一の地点から四九の地点までを順次に結んだ線、四九の地点と五〇の地点を結ぶ平成二十七年の春分の満潮位（C・D・L・プラス二・一三メートル）に

おける公有水面と陸地との境界線及び一の地点と五〇の地点を結ぶ平成十五年三月十四日付け指令漁港第六―十四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・プラス二・二〇メートルにより決定）により囲まれた区域

一の地点 津久見市大字長目字葛山三七八番地の国土地理院三等三角点「長目」（北緯三三度〇六分三一秒四七二八、東経一三一度五一分五六秒六七九七（以下「基点」という。））から二九八度一七分〇二秒二、〇五八・七六メートルの地点

- 二の地点 一の地点から五度四七分〇六秒五・三三メートルの地点
- 三の地点 二の地点から二八一度四四分四秒〇・四一メートルの地点
- 四の地点 三の地点から一七度三六分三〇秒六・七三メートルの地点
- 五の地点 四の地点から一一一度三四分〇六秒〇・四一メートルの地点
- 六の地点 五の地点から二七度三七分三九秒七・〇四メートルの地点
- 七の地点 六の地点から三六度一〇分二五秒八・六七メートルの地点
- 八の地点 七の地点から四一度二分二四秒四・八六メートルの地点
- 九の地点 八の地点から四二度四九分一九秒五・一二メートルの地点
- 一〇の地点 九の地点から四三度一六分一七秒一・〇三メートルの地点
- 一一の地点 一〇の地点から四三度〇一分五六秒九・九九メートルの地点
- 一二の地点 一一の地点から四三度一〇分四九秒五・九七メートルの地点
- 一三の地点 一二の地点から四二度三八分二〇秒四・〇八メートルの地点
- 一四の地点 一三の地点から四六度一六分四一秒一〇・八七メートルの地点
- 一五の地点 一四の地点から五六度三八分四三秒一〇・九五メートルの地点
- 一六の地点 一五の地点から六八度五七分〇二秒五・八六メートルの地点
- 一七の地点 一六の地点から七八度三八分二五秒五・八六メートルの地点
- 一八の地点 一七の地点から八七度五七分五四秒五・五二メートルの地点
- 一九の地点 一八の地点から九七度三九分〇七秒六・二二メートルの地点
- 二〇の地点 一九の地点から一〇七度一分一八秒五・三二メートルの地点
- 二一の地点 二〇の地点から一一四度四三分〇〇秒六・〇二メートルの地点
- 二二の地点 二一の地点から一二二度三四分一四秒一〇・六九メートルの地点
- 二三の地点 二二の地点から一二六度四一分一〇秒五・六一メートルの地点
- 二四の地点 二三の地点から一二六度五八分一三秒九・四八メートルの地点
- 二五の地点 二四の地点から一二六度四五分三秒四・九九メートルの地点
- 二六の地点 二五の地点から一二〇度五七分五八秒一九・三三メートルの地点

令和六年二月二十七日

- 二七の地点 二六の地点から一一二度三三分三秒六・九八メートルの地点
- 二八の地点 二七の地点から一一〇度二〇分三三秒一・二六メートルの地点
- 二九の地点 二八の地点から一〇二度五五分五〇秒一三・〇〇メートルの地点
- 三〇の地点 二九の地点から一一度五二分〇四秒〇・八五メートルの地点
- 三一の地点 三〇の地点から九四度五七分一九秒六・四六メートルの地点
- 三二の地点 三一の地点から一八四度四八分一九秒一・〇三メートルの地点
- 三三の地点 三二の地点から九〇度五八分三二秒一八・八六メートルの地点
- 三四の地点 三三の地点から八三度二九分五二秒四・六九メートルの地点
- 三五の地点 三四の地点から七七度二七分五〇秒一三・八二メートルの地点
- 三六の地点 三五の地点から七一度四〇分〇秒一〇・三五メートルの地点
- 三七の地点 三六の地点から六八度四六分一二秒九・四六メートルの地点
- 三八の地点 三七の地点から六八度三〇分〇三秒九・三六メートルの地点
- 三九の地点 三八の地点から六八度四一分三八秒一〇・七〇メートルの地点
- 四〇の地点 三九の地点から七一度〇三分四八秒一五・三一メートルの地点
- 四一の地点 四〇の地点から七四度〇〇分一秒五・二〇メートルの地点
- 四二の地点 四一の地点から七六度五九分二七秒一〇・三一メートルの地点
- 四三の地点 四二の地点から八〇度三五分一三秒一〇・三三メートルの地点
- 四四の地点 四三の地点から八四度〇六分二三秒一一・一九メートルの地点
- 四五の地点 四四の地点から八七度四八分〇七秒九・四六メートルの地点
- 四六の地点 四五の地点から九一度〇三分〇七秒八・五五メートルの地点
- 四七の地点 四六の地点から九四度三九分〇四秒一二・〇一メートルの地点
- 四八の地点 四七の地点から九六度五七分五四秒一三・九九メートルの地点
- 四九の地点 四八の地点から九七度四二分二三秒六・〇〇メートルの地点
- 五〇の地点 四九の地点から二六一度三一分一九秒三四〇・九一メートルの地点

第二区域

次の各地点のうち五一の地点から五五の地点までを順次に結んだ線、五五の地点と五六の地点を結ぶ平成二十二年十一月二日付け指令河第九百九十六号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・プラス一・九七メートルにより決定）及び五一の地点と五六の地点を結ぶ平成二十七年の春分の満潮位（C・D・L・プラス二・一三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 五一の地点 基点から三〇五度〇〇分三五秒一、七八五・八〇メートルの地点
- 五二の地点 五一の地点から二九度三六分二七秒四・一六メートルの地点

大分県報（告示）

- 五三の地点 五二の地点から九七度三〇分二秒九・三四メートルの地点  
 五四の地点 五三の地点から九七度三〇分二秒九・〇〇メートルの地点  
 五五の地点 五四の地点から九七度〇七分五三秒一二・九九メートルの地点  
 五六の地点 五五の地点から一八七度〇九分一二秒二・〇四メートルの地点
- 面積
- 第一区域 二、五七八・六〇平方メートル  
 第二区域 八四・〇六平方メートル  
 合 計 二、六六二・六六平方メートル
- 上浦漁港区域
- 第一区域 一九四・六五平方メートル
- 海岸区域
- 第一区域 二、三八三・九五平方メートル  
 第二区域 八四・〇六平方メートル  
 合 計 二、四六八・〇一平方メートル
- 四 埋立ての免許の年月日及び番号  
 平成二十九年二月十七日 指令河第十号 指令漁整第一号
- 五 閲覧の場所  
 臼杵市社会基盤整備・災害支援センター

**大分県告示第百六号**

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

令和六年二月二十七日

- 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
- 十五 丸市尾港を次のように改める。  
 十五 丸市尾港  
 所在 佐伯市
- (二) 概要

図面符号	名称	数量	接岸能力	備考
A―二―一	泊地	一二、六二〇平方メートル	水深三・五メートル	小型船舶用 八〇メートル 一六隻分

A―二―二	泊地	二三、〇八〇平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 三三五メートル 六七隻分
B―一―二	防波堤	八〇メートル		
B―一―三	防波堤	一〇〇メートル		
B―一―四	防波堤	四〇メートル		
B―一―六	防波堤	一二メートル		
B―五―一	護岸	八〇メートル		
B―五―二	護岸	二四〇メートル		
B―五―二〇	護岸	二四〇メートル		
B―五―二一	護岸	一八メートル		
C―六―一	物揚場	一三四メートル	水深二メートル	
C―六―二	物揚場	六二メートル	水深三・五メートル	
C―六―三	物揚場	六七メートル	水深三・五メートル	
C―六―四	物揚場	一一五メートル	水深二メートル	
C―六―五	物揚場	九七メートル	水深二メートル	
C―七―二	船揚場	一五メートル		
D―一―一	臨港道路	四七メートル		
D―一―二	臨港道路	一〇三メートル		
L―二―一	緑地	九、二〇〇平方メートル		
L―三―一	広場	一、九九三平方メートル		
L―四―二	植栽	三、七〇三平方メートル		
L―五―一	休憩所	九四平方メートル		

(三) 図面

図面は、大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

**大分県告示第百七号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和六年二月二十七日



大分県知事 佐藤 樹一郎		指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
白濁(B)	佐伯市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	佐伯市 大字 鶴望	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十三年一月十八日大分県告示第三十五号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。）
指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考	大分県告示第百八号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。 令和六年二月二十七日	
白濁(B)	佐伯市	土砂災害警戒	佐伯市 大字 鶴望	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十三年一月十八日大分県告示第三十五号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。）
指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考	大分県知事 佐藤 樹一郎	

原⑥	望	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。）
小半⑪	大字 鶴望	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
内田⑥	佐伯市 宇目大	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
田原⑭	佐伯市 宇目大	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
園	佐伯市 宇目大	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
原	佐伯市 宇目大	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第4号

警察本部 警察学校 警察署  
警察官の昇任試験等に関する規程（平成4年大分県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。  
令和6年2月27日  
大分県警察本部長 種田 英明

第2条の2第1項ただし書中「2級」を「2階級」に改め、同項第2号アからウまでを次のように改める。  
ア 15年以上勤務して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任若しくは転任（以下「降任等」という。）をされ、又は退職す

る者で、降任等をされる直前の階級又は退職時の階級に10年以上在級するもの

イ 25年以上勤務して、降任等をされ、又は退職する者で、降任等をされる直前の階級  
又は退職時の階級に5年以上在級するもの

ウ 35年以上勤務して、降任等をされ、又は退職する者で、降任等をされる直前の階級  
又は退職時の階級に1年以上在級するもの

**附 則**

この訓令は、令和6年2月27日から施行する。